

議第2号 諒問事項 土岐市国民保護計画（素案）について

土総第938号  
平成18年7月19日

土岐市国民保護協議会 会長 様

土岐市長 塚本保夫

土岐市の国民の保護に関する計画について（諮問）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第39条第3項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

国民保護法第35条第1項の規定により市が作成する国民の保護に関する計画に  
関すること

## 土岐市国民保護計画 構成

編	章	項目
1 総 論	1 市の責務、計画の位置づけ、構成等	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ等、構成見直し、変更手続、市地域防災計画との関連、用語の定義
	2 国民保護措置に関する基本方針	基本的人権の尊重、国民の権利利益の迅速な救済、国民に対する情報提供、関係機関相互の連携協力の確保、国民の協力、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重、災害時要援護者への配慮及び国際人道法的的確な実施、国民保護措置に従事する者等の安全の確保
	3 関係機関の事務又は業務の大綱	関係機関の事務又は業務の大綱、関係機関の連絡先
	4 市の地理的、社会的特徴	地理的特徴、社会的特徴
	5 市国民保護計画が対象とする事態	武力攻撃事態、緊急対処事態、N B C 攻撃の場合の対応、本市において特に留意すべき事項
2 平素からの備えや予防	1 組織・体制の整備等	市における組織・体制の整備、関係機関との連携体制の整備、通信の確保、情報収集・提供等の体制整備、研修及び訓練
	2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	避難に関する基本的事項、避難実施要領のパターンの作成、救援に関する基本的事項、運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等、避難施設の指定への協力、生活関連等施設の把握等
	3 物資及び資材の備蓄・整備	基本的考え方、国民保護措置のために必要な物資及び資材の備蓄、整備、市が管理する施設及び設備の整備及び点検等
	4 国民保護に関する啓発	国民保護措置に関する啓発、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発
3 武力攻撃事態等への対処	1 初動体制の迅速な確立及び初動措置	初動体制、事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置、武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応
	2 市対策本部の設置等	市対策本部、通信の確保
	3 関係機関相互の連携	国・県対策本部との連携、県、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等、自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託、指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請、市の行う応援等、ボランティア団体等に対する支援等、住民への協力要請
	4 警報及び避難の指示等	警報の伝達等、避難住民の誘導等
	5 救 援	救援の実施、関係機関との連携、救援の内容、医療活動を実施する際に特に留意すべき事項、既存民間防災組織との連携、救援に従事する者の安全確保
	6 安否情報の収集・提供	安否情報の収集、県に対する報告、安否情報の照会に対する回答、日本赤十字社に対する協力
	7 武力攻撃災害への対処	生活関連等施設の安全確保等、武力攻撃原子力災害及びN B C 攻撃による災害への対処等、応急措置等
	8 被災情報の収集及び報告	被災情報の収集、被災情報の報告、被災情報の提供
	9 保健衛生の確保その他の措置	保健衛生の確保、廃棄物の処理
	10 国民生活の安定に関する措置	生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等、生活基盤等の確保
	11 特殊標章等の交付及び管理	特殊標章等、特殊標章等の交付及び管理、特殊標章等に係る普及啓発
4 復旧等	1 応急の復旧	基本的考え方、公共的施設の応急の復旧
	2 武力攻撃災害の復旧	国における所要の法制の整備等、市が管理する施設及び設備の復旧
	3 国民保護措置に要した費用の支弁等	国への負担金の請求、損失補償及び損害補償、総合調整及び指示に係る損失の補てん
5 緊急対処事態への対処		緊急対処事態、緊急対処事態における警報の通知及び伝達